

月1で学ぶ!
消費者の賢コッ

後払い決済サービス 利用時も契約条件 などよく確認を



後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことに加え、クレジットカード番号などを販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる決済手段です。しかし、後払い決済サービスが利用されたトラブルがあります。

事 例

- 解約後にも後払い決済サービスで請求が続いた。
- 自動車教習所で契約を断ったのに後払い決済サービスで教習料金を請求された。
- 購入した覚えのない商品代金について後払い決済サービスで突然請求された。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 後払い決済サービスの利用時に限らず、契約前には表示や料金明細、契約期間、購入回数、返品・解約方法、定期解約条件などを確認しましょう。
- 申し込み画面やショップのURL、アドレスなどのスクリーンショットを撮りましょう。
- 販売業者とのやり取りの記録を残しましょう。
- 販売業者とトラブルになった場合は、後払い決済サービス事業者にも連絡しましょう。
- 困った時は消費生活センターなどにご相談ください。